

## 第1章 総論

### 1 策定までの背景

#### (1) 環境教育の必要性

- 本県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる川「最上川」、全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれています。また、生活との関わりの中で育まれてきた里地里山などで地域に固有の生活文化や豊かな生態系を形成してきました。
- 世界人口の急増や新興諸国の経済成長を背景に、石油をはじめとする各種資源に対する需要が増加し、資源の枯渇や環境負荷への対応が国際的な課題となっています。特に、地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、人類共通の課題である地球温暖化の防止については、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が発効し（平成28年11月）、各国において積極的な取組みが求められる中、わが国でも新たな温室効果ガス排出削減目標（平成42年度に平成25年度比△26%）の達成に向けた取組みが始まっており、国、地方公共団体、事業者及び国民はそれぞれの役割を担いながら相互に連携し取組みを推進することが求められています。
- また、東日本大震災以降のエネルギー政策の抜本的な見直しの中で、再生可能エネルギーの導入は、安全安心で持続可能な社会をつくるうえで不可欠となっています。
- さらに、開発や過剰な採取による生物種の絶滅や生態系の破壊、過疎化・高齢化に伴う人間の活動の縮小による里地里山の劣化、外来種やイノシシ、ニホンジカの生息数や行動域の拡大等による生態系の変化、地球温暖化等の気候変動による生態系全体の変化など、複合的で深刻な課題を抱えています。
- 本県の豊かな自然環境を将来世代へ継承するとともに、限りある資源を有効に活用し、持続可能な社会を形成していくためには、全ての県民が環境とのかかわりについての正しい認識と理解を深め、日常生活や事業活動において自らが率先して環境に配慮した行動を実践していくことが不可欠です。
- 学校、地域、家庭、職場等の様々な機会で、幼少の子どもから年配者まで、あらゆる世代に対し、環境教育を積極的に展開していくとともに、自主的・主体的に環境保全のための行動ができる人材を育成することが必要です。

#### (2) 国と本県のこれまでの動き

- 本県では、平成11年3月に「山形県環境基本条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。この条例では、環境が人間のみならず、あらゆる生命の母胎であり、かつ、限りあるものであることを深く認識し、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が相互に協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組みを進めることを宣言しています。
- また、条例では、環境教育について、県は、県民及び事業者の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、市町村その他の関係機関と協力して環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとしています。
- 県では、条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境計画を策定しています。平成24年3月に策定し

た「第3次山形県環境計画」では、基本目標の一つに「環境教育を通じた環境の人づくり」を掲げ、環境教育を重要施策として推進しています。

- 国では、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するために、環境保全活動を促進することを目指したものです。国民、民間団体、事業者、行政などの各主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切であり、一人ひとりが環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるよう環境保全のための意欲の増進及び環境教育を推進することとしています。
- この法律が制定されたことを受けて本県では、平成17年2月に「山形県環境教育推進方針」を策定し、環境保全の意欲増進及び環境教育の推進に取り組んできました。
- 平成23年6月には、情勢の変化等に対応するため、法律（法律名も改正され「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」となった。以下、「法」という。）が一部改正されました。これまで進めてきた環境保全活動、環境教育を一層推進するために、今後は、「体験学習に重点を置く取組」から「幅広い実践的人材づくりと活用」に力点を移していくこととしています。
- また、国では法に基づき、平成24年6月に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下、「国の基本的な方針」という。）を閣議決定し、環境保全活動等の推進についての基本的な事項、施策について示しています。
- 今回の法改正で新たに示された主なポイントとして、以下の3点が挙げられます。
  - ・ 法の目的に「協働取組」の推進を追加して、企業・民間団体・行政などの協働をますます重要視していくこと
  - ・ 学校教育における環境教育の一層の充実
  - ・ 環境教育に関わる民間団体への支援方策
- さらに、地方公共団体における環境教育推進の枠組みが具体化され、以下の2点が新規に定められました。
  - ① **行動計画の作成**
    - ・ 法第8条において、都道府県に対し「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下、行動計画という。）」の作成に努めることとされました。
  - ② **推進協議会の設立**
    - ・ 行動計画を作成しようとする都道府県は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための「環境教育推進協議会」を組織することができることとされました。この協議会は、県、県教育委員会、学校教育及び社会教育の関係者、その他、関係する国民、民間団体等、学識経験者をもって構成することとなっています。
- これらを踏まえ、本県では、さらなる環境教育の推進のため、法に基づき、平成24年9月に「山形県環境教育推進協議会」を設置し、協議の上、平成25年3月に、当時の「山形県環境教育推進方針」に替え、新たに「山形県環境教育行動計画」を策定しました。

- 県教育委員会では、平成26年3月、本行動計画を踏まえ、学校における環境教育実践のための学習や取組み等の在り方を示す「山形県環境教育指針」を新たに策定しました。  
 新たな指針では、環境教育のねらいを「持続可能な社会を担う人材の育成」におき、学校が家庭、地域、事業者、NPOなどの市民団体、専門機関等と協働して環境教育に取り組みやすくするために、環境学習プログラム例や環境学習教材などの資料を提示し、授業実践の手助けとなる内容にしています。
- 平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、知事は、平成27年5月に「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。大綱では、基本方針の一つに、「山形ならではの“自然との共生の文化”に基づく地域づくりの推進」を掲げ、施策の展開方向として、①自然との共生のもとに主体的に行動する人材の育成、②環境や文化を活かした地域づくり活動の促進を挙げています。
- また、県教育委員会では、平成27年5月に「第6次山形県教育振興計画」（以下「6教振」という。）を策定しました。6教振では、基本方針Ⅳに、「変化に対応し、社会で自立できる力を育成する」を掲げ、主要施策8「変化に対応する実践的な力の育成」に、「環境教育の推進」を位置付けています。
- 平成28年4月、国は、ユネスコが中心となり取り組んできたESDを、地域における取組みを核としつつ、様々なレベルで分野横断的に協働・連携して推進することを目的として、全国的なESD活動支援センター（全国センター）を開設しました。平成29年には、全国8つの地方ESD活動支援センターが開設されています。

**【参考：ユネスコ】**

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O.）は、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。

創設：昭和21年11月4日（本部 フランス共和国・パリ市）

日本加盟：昭和26年7月2日

加盟国数：195か国【平成26年4月現在】

**【参考：ESD】**

世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESD（Education for Sustainable Development：「持続可能な開発のための教育」）とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動、つまり、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

- 県は、平成28年12月に、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（通称「やまがた森林（モリ）ノミクス推進条例）」を制定し、県民が森林の有する多面的機能及び木材の利用の意義について理解と関心を深めることができるよう、森林環境教育を掲げています。

### (3) 行動計画に基づく環境教育の取組み

- 県では、本県の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な考え方と施策を示すため、平成25年3月に、山形県環境教育行動計画を策定し、各種の施策に取り組んできました。
- 再生可能エネルギーに関する一般的な知識や将来に向けた取組み及びそれに関連する生活について、理解を深め、次代を担う人材の育成を図るため、小学校高学年向けの総合的な学習教材（読本及びDVD）を作成し、県内の小学校及び関係機関に配布するとともに、当該教材を活用した学習プログラムを作成しました。
- 平成26年3月には、「山形県環境教育行動計画」に呼応した形で、県教育委員会において、本県の学校教育における環境教育の在り方を示す「山形県環境教育指針」を策定し、各学校における環境教育の実践が一層進展するように配慮しました。
- また、森林や自然環境に対する理解向上を図るため、やまがた緑環境税を活用し、毎年度、小学校5年生を対象とする副教材と指導者用ガイドブック（解説編）を作成し、全小学校へ配布しています。
- 県環境科学研究センターでは、環境教育の拠点として、環境教育に関する情報の収集・発信や相談窓口の設置、環境、エネルギーに関する専門的な知見を有する環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の派遣、同センターの施設等を活用した環境教室や職員等による出前講座を実施しました。
  - ※ 環境アドバイザー：県環境科学研究センターでは、環境やエネルギーに関する専門的知見を有する方を環境アドバイザーとして委嘱し、学校や企業等における環境学習の講師として派遣する事業を行っています。
  - ※ 地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事の委嘱を受けて、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めるための活動や、地球温暖化対策の推進のための国や地方公共団体が行う施策や県民の活動への協力などを行います。
- 環境学習支援団体（環境の保全に関する情報の提供、体験の機会の提供等を通じて県民の環境学習を支援している民間団体を知事が認定するもの）の認定数の増加と周知を図るとともに、環境教育に携わる方たちを対象としたセミナーや交流会を開催し、ネットワーク構築や連携強化、人材の育成に努めました。
- 平成27年度から平成28年度にかけて行った「やまがた緑環境税の評価・検証」において、施策の柱の一つとして、「豊かなみどりを守り育む意識の醸成」のため、幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習などの取組みや、木材に対する親しみや木の文化への理解を深める「木育」の推進を掲げました。

### (4) 計画の中間見直し

- 県は、平成29年3月に、「第3次山形県環境計画」の中間見直しを行い、今後の取組みの方向、数値目標や施策の展開方向を示しました。
  - ・ 学校、地域、家庭、職場等の様々な機会、幼少の子どもから年配者まで、あらゆる世代に対し、環境教育を積極的に展開していくとともに、自主的・主体的に環境保全のための行動ができる人材を育成
  - ・ 省エネルギー、3Rなど身近な環境問題のほか、地球温暖化や再生可能エネルギー、生物多様性等の様々な分野に関する環境教育を推進
  - ・ 環境学習支援団体の認定数の増加や、やまがた緑環境税を活用した森づく

り活動への参加人数の増加等を見込み、新たな数値目標を設定

【新たな数値目標：環境学習・環境保全活動への参加者数※】

<現状>149千人（H27年度）、<目標>167千人（H32年度）

※ 環境学習施設利用者と、森づくり活動、海岸清掃ボランティア、水生生物調査、  
県環境学習支援団体事業への各参加者数の合計

- 第3次環境計画の中間見直しにおいて、新規・拡充を行った施策の展開方向として次の3点を掲げています。
  - ・ 身近なものを題材とした環境学習プログラムの整備とともに、地球温暖化防止活動推進員や関係機関と連携し、地域で子どもたちが学習できる機会づくりを推進
  - ・ 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心をもつ人づくりを目的とした「木育(もくいく)」の推進
  - ・ 環境教育に関する相談受付、出前講座、地球温暖化防止活動推進員の派遣等の県環境科学研究センターの機能の充実を図るとともに、県の広報誌やホームページ、フェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用した周知等により利用促進
- 本行動計画については、上位計画である第3次山形県環境計画の見直しに合わせて見直しを行うと規定しており、環境計画の見直し内容、現行計画の進捗状況、環境教育推進協議会の議論などを踏まえ、平成30年3月に見直すこととしました。

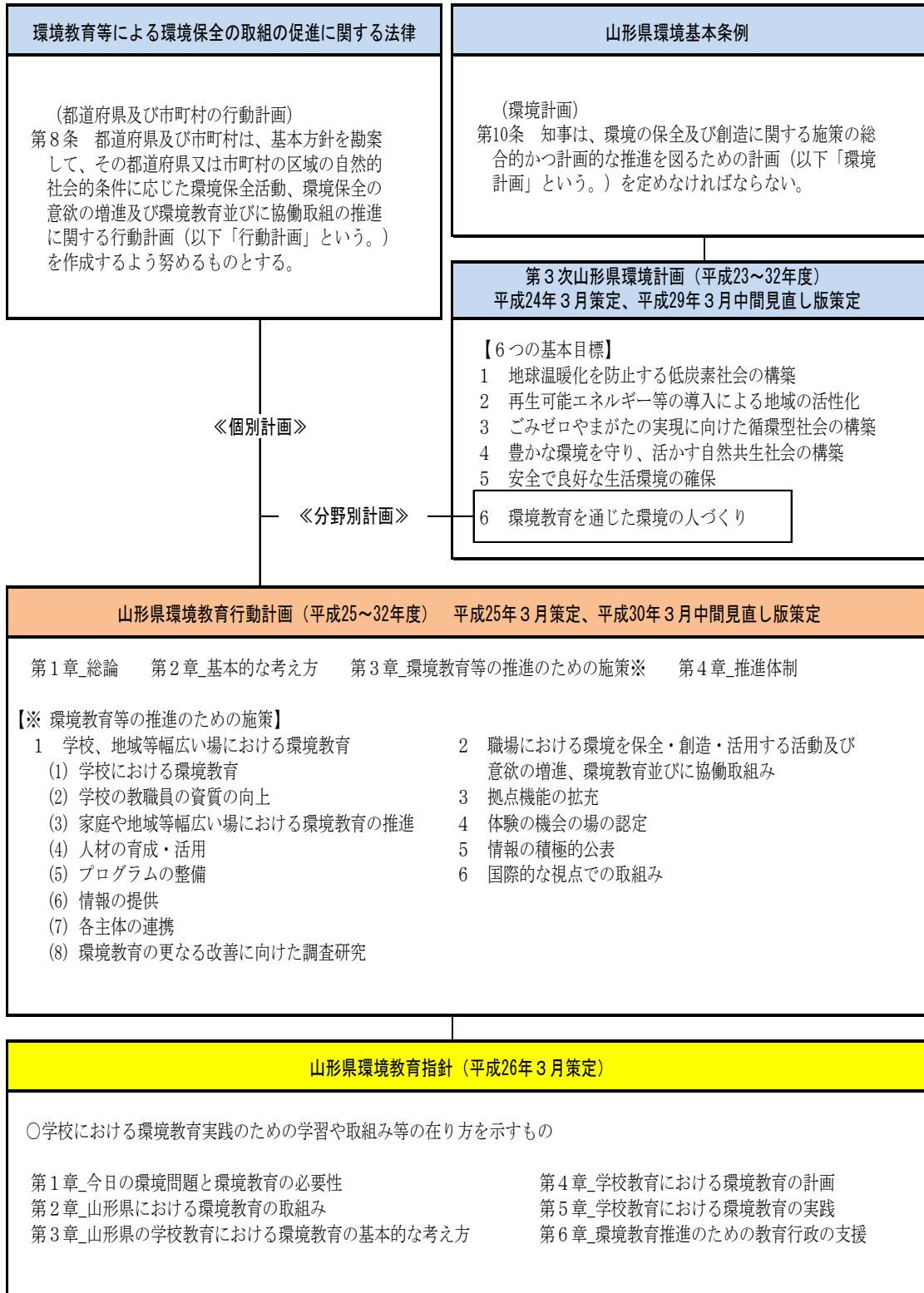
## 2 計画の性格

- 法第8条第1項で規定する都道府県の区域の自然的社会的条件に応じた「行動計画」です。本県の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な考え方と施策を示すものです。
- 第3次山形県環境計画の基本目標6「環境教育を通じた環境の人づくり」を達成するための分野別計画です。

## 3 計画の期間

- 本計画の期間は、平成25年度から、上位計画である第3次山形県環境計画の終期の平成32年度までとします。

## 山形県環境教育行動計画の位置付け



## 【環境教育等の定義】

○ 法においては、「環境保全活動」、「環境保全の意欲の増進」、「環境教育」、「協働取組」を次のとおり定義しています。

### ①環境保全活動

- ・ 地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成、その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）を主な目的として自発的に行われる活動

### ②環境保全の意欲の増進

- ・ 環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全について理解を深め、環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるもの

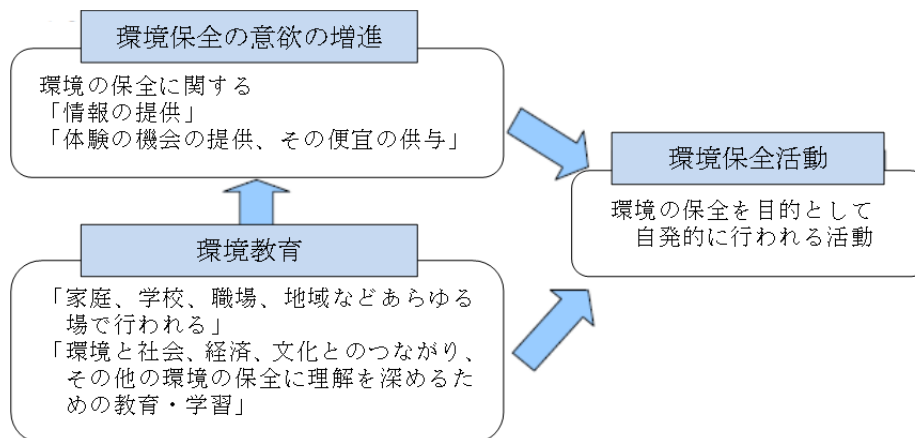
### ③環境教育

- ・ 持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他の環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習

### ④協働取組

- ・ 国民、民間団体等、行政がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、その他の環境の保全に関する取組み

○ ①から③の関係性は以下の図のようになります。自発的な環境保全活動の推進のためには、環境教育により環境保全についての意識を深める必要があります。



○ 法では、環境の保全を、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成、その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）と定義しています。本計画では、自然などの環境を資産と捉え、その保全だけでなく、創造・活用を重要視して取り組んでいくという意味で、「環境の保全・創造・活用」と表記しています。